

**第1回 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業者選定部会
議事要旨**

1 会議名

第1回 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業者選定部会
(広島市公共施設整備等事業者選定審議会に設置した部会)

2 開催日時

令和5年11月14日(火) 10時00分～11時45分

3 開催場所

大手町平和ビル5階 広島市中区地域福祉センター 大会議室
(広島市中区大手町四丁目1番1号)

4 出席委員等

(1) 委員(五十音順)

上杉委員、富川委員、中越委員、ファンデルドゥース委員、真木委員、吉長委員(副部長)、渡邊委員(部会長)

(2) 事務局

広島市 経済観光局長、観光政策部長、観光企画担当課長ほか
パシフィックコンサルタンツ株式会社

5 議事

(1) 部会長、副部会長の選任について

(2) 議事の公開について

(3) 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業者の選定について(諮問)

(4) 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業の概要について

(5) 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業 公募設置等指針(素案)の概要について

6 公開・非公開の別

(1) 公開

(2) 公開

(3) 公開

(4) 非公開

(5) 非公開

7 傍聴人の人数(報道関係者を除く。)

1人

8 会議資料

- ・ 次第
- ・ 第1回 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業者選定部会 配席図
- ・ 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業者選定部会 委員名簿
- ・ 資料1 広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則
- ・ 資料2 広島市公共施設整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領
- ・ 資料3 広島市情報公開条例（抜粋）
- ・ 資料4 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業者の選定について（諮問）
- ・ 資料5 広島市公共施設整備等事業者選定審議会運営要綱
- ・ 資料6 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業の概要
- ・ 資料7 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業 公募設置等指針（素案）の概要
- ・ 参考資料1 ひろしま都心活性化プラン（抜粋）
- ・ 参考資料2 平和大通りの利活用のための基本計画
- ・ 参考資料3 平和大通りの利活用のための整備イメージ
- ・ 参考資料4 民間事業者へのヒアリング（公募型サウンディング）の実施について

9 議事要旨

(1) 部会長、副部会長の選任について

（事務局）

- ・ 資料1「広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則」の第7条第3項において、「部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。」と規定している。推薦の方法により選任することとしてはどうか。

<異議無し、との声>

（事務局）

- ・ 異議が無いため、部会長、副部会長は、推薦の方法により選任することとする。まず、部会長の推薦はあるか。

（吉長委員）

- ・ 渡邊委員は、本事業と同様に、Park-PFI制度と指定管理者制度を活用して事業者選定が行われた、「広島城三の丸整備等事業者選定審議会」において会長を、また、同じく「旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会」及び「広島市サッカースタジアム整備等事業選定審議会」において副会長を務められており、こうした事業者選定に精通しておられることから、部会長にふさわしいのではないかと。

（事務局）

- ・ 渡邊委員を部会長にこの推薦があったかどうか。

<異議無し、との声>

（事務局）

- ・ それでは、部会長には、渡邊委員に就任していただき、ここからは、渡邊部会長に

議事の進行をお願いします。

(渡邊部会長)

- ・ 議事に沿って副部会長の選任を行う。推薦はあるか。

(真木委員)

- ・ 吉長委員は、本事業と同様に Park-PFI 制度と指定管理者制度を活用して事業者選定が行われた、「旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会」において会長を務められており、官民連携に精通しておられることから、吉長委員に副部会長にふさわしいのではないかと。

(渡邊部会長)

- ・ 吉長委員を副部会長にとの推薦があったかどうか。

<異議無し、との声>

(渡邊部会長)

- ・ それでは、副部会長は、吉長委員をお願いします。

(2) 議事の公開について

(渡邊部会長)

- ・ 次に、議事(2)「議事の公開について」、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 議事の公開の決定について、「資料 2 広島市公共施設整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領」の第 2 条第 1 項において、「審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる議題について審議を行う場合は非公開とする。」としており、また、同項第 1 号では、「会議資料に広島市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報のうちいずれかが含まれる場合」及び同項第 2 号では、「その他公にすることが不相当と認める場合」と記載している。

また、第 2 条第 2 項において「議題を非公開とする場合の決定は、会長に一任する。」としており、第 10 条の準用規定により、『「会長」とあるのは「部会長」と読み替える』としている。

このため、議事(3)、議事(4)及び議事(5)の公開の是非については、渡邊部会長に判断いただきたいと考えているが、判断いただくに当たり、各議事の内容について、事務局から補足説明を行う。

- ・ 議事(4)の内容は、現時点で対外的に公表していない本事業の詳細なスケジュールが含まれており、議事(5)の内容は、同様に公表していない本事業に関する公募条件や事業者の評価に関することが含まれている。

これらは資料 3 に記載している広島市情報公開条例第 7 条第 5 号の「市の機関又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に当たるものと考えられる。

これらを踏まえて、判断をお願いします。

(渡邊部会長)

- ・ この判断に当たって、各委員は意見、質問等はあるか。

<意見・質問無し>

(渡邊部会長)

- ・ これまで選定審議会の委員を務めてきた経験上、議事(4)及び議事(5)の内容については、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに当たり、公にすることが不相当と認められるものと思われるが、各委員はどうか。

<異議無し、との声>

(渡邊部会長)

- ・ それでは、議事(4)及び議事(5)の内容については、非公開とし、議事(3)の内容については、公開とする。

(3) 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業者の選定について（諮問）

事務局から資料4及び資料5により概要説明

<意見・質問無し>

(4) 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業の概要について

(以下、非公開のため省略)

(5) 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業 公募設置等指針（素案）の概要について

(以下、非公開のため省略)